

募 集 要 領

陸 上 自 衛 隊

相馬原駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

群馬県高崎市箕郷町松之沢に所在する陸上自衛隊相馬原演習場において、第12旅団創立23周年及び相馬原駐屯地創設65周年記念行事の来訪者等の利便性を確保するため、野外出店の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できる者
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できる者
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく遂行できる者
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (12) 本募集要領の全記載事項を遵守できること

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく、行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所

所在地：群馬県高崎市箕郷町松之沢

相馬原演習場児島道周辺地区20区画

なお、区画は施設の状況等により変更となる場合がある。

(3) その他

細部は、仕様書のとおり。

4 業者説明会

野販売店の設置及び経営の業務を行う業者の募集に当たり、以下のとおり、説明会を開催する。なお、本説明会に参加されない業者は、本公募に参加できない。

(1) 日 時

令和5年10月26日（木）午前10時00分

(2) 場 所

陸上自衛隊相馬原駐屯地厚生センター

(3) 携行品

仕様書、募集要領（既配布資料）及び印鑑（シャチハタ不可）

(4) 申込要領

参加を希望する者（各業者1名）は、令和5年10月25日（木）午後12時までに会社名及び参加者氏名並びに連絡先電話番号を付紙「業者説明会参加申込書」に記載し、FAX送信もしくは、郵送で通知する。

(5) 問い合わせ先

群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科（担当：栗原、片木）

電話番号：0279-54-2011（内線2328、FAX2729）

※電話交換手につながるため、当該交換手に内線番号を申出て下さい。

なお、FAX送信する場合は、送信後に着信の有無を問い合わせ先に電話し、確認して下さい。

5 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は、返却しない

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書 正1部 写10部（別紙第2）

（ホッチキス止めとし、簡単な装丁をすること。原則としてA4版とする。）

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 営業方針（利用する場合の利点等）

g 会社概要

h その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 正1部 写10部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙第4）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
- h 誓約書（別紙第5）
- i 役員名簿（別紙第6）

（注）全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科（担当：栗原、片木）

住所：群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

電話：0279-54-2011 内線（2328）

ウ 提出期限

令和5年11月17日（金）午後16時

郵送の場合は、提出期限日時までに当駐屯地必着とする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（防衛省共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 決定日及び選考結果（予定）

令和5年12月1日（金）

選考結果については、電話または郵便により通知する。

8 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

- (2) 提出先
陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊厚生科
- (3) 提出期限（予定）
令和5年12月12日（金）午後15時

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
相馬原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別

法人・個人

（ふりがな）

担当者氏名：

連 絡 先：

F A X：

群馬県高崎市箕郷町松之沢に所在する陸上自衛隊相馬原演習場において、野外売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は、登録印を使用して下さい。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

1 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
2 従業員管理（身元管理、健康管理等） (1) 販売従業者氏名 (2) 腸内細菌検査（菌検索）該当者氏名（食品等取扱者及び調理従事者）
3 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
4 衛生管理方法（200字以内）
5 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

6 営業方針（利用する場合の利点等）（200字以内）

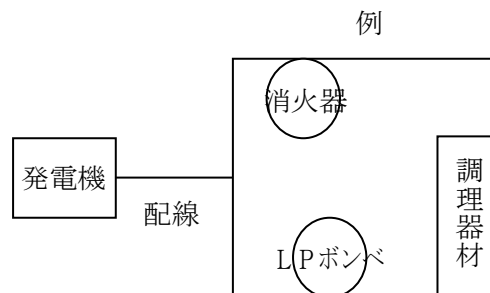
7 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 従業員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

8 その他のアピールポイント（200字以内）

9 店内レイアウト（消防指導）

- (1) 消火器（業務用）
- (2) LPガスボンベの固定
- (3) 調理器具の位置
- (4) 発電機の位置



主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商 品 名	規格等	販売価格 (円)	市場価格 (円)

※食品等は品目名「焼きそば、焼き鳥、フランクフルト等」を詳細に記載する。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
相馬原駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊相馬原演習場における野外売店の設置及び経営の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できること、また、仕様書に記載する事項を遵守することを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は、登録印を使用して下さい。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うこととを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙による変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たっては、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうロゴ（※1）、政治活動標ぼうロゴ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

相馬原駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

令和 年 月 日

役員名簿				
商号又は氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ)	生年月日	性別	住所
	氏名			

業 者 説 明 会 参 加 申 込 書
(野 外 売 店)

会社名	参加者名	連絡先電話番号